

① 介護福祉士実務者養成施設の名称、住所及び連絡先
ケア・ワールド介護福祉士実務者研修 939-8208富山県富山市布瀬町南2-9-2 076-422-7003

② 介護福祉士実務者養成施設の代表者の氏名
若林 真由美

③ 介護福祉士実務者養成施設の開設年月日
平成30年(2018年)12月24日

④ 学則

ケア・ワールド介護福祉士実務者研修(通信課程)学則

(目的)

第1条

ケア・ワールド介護福祉士実務者研修(通信課程)(以下、「本研修」という。)は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

(名称)

第2条

研修の名称は、ケア・ワールド介護福祉士実務者研修講座(以下、「本講座」という。)と称する。

(位置)

第3条

本研修は、富山県富山市布瀬町南2-9-2に置く。

(研修期間、定員及び対象地域)

第4条

本研修の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	対象地域
6月	10名	富山県

(入学及び修了の時期)

第5条

本研修の入学時期は、指定月の指定日とし、修了時期は、入学日の6月後とする。ただし、第18条のとおり有資格者に関しては、入学日の4月後とする。

(在籍期間)

第6条

在籍期間が2年目以降になる場合には、期間延長の手続きをとり、施設長の許可を得なければならない。

(休業日)

第7条

休業日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日(面接授業実施日を除く。)
- 二 国民の祝日に関する法律に定める休日(面接授業日を除く。)
- 三 お盆(8月14日から8月16日まで)の期間
- 四 年末年始(12月28日から1月3日まで)の期間

2、前項に定めるもののほか、施設長は臨時の休業日を定めることができる。

(教育課程及び授業時間数)

第8条

本研修の教育は、通信制により行う。

2、本講座の教育課程及び授業時間(実時間)数は、別表のとおりとする。

(受講資格)

第9条

受講資格は、次のとおりとする。

(1)介護職員基礎研修コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(2)訪問介護員養成研修1級課程コース

訪問介護員養成研修1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(3)訪問介護員養成研修2級課程コース

訪問介護員養成研修2級課程または、初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(4)既研修未受講者コース

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、訪問介護員養成研修2級課程、初任者研修のいずれも修了していない者、または、修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

(5)通信養成の実施地域は富山県富山市布瀬町南とし、受講対象者は富山県在住、在勤で通学が可能者とする。

(受講者の選考)

第10条

受講生の選抜方法は、以下のとおりとする。

当法人指定の入学申込書に必要事項を記載等の上、期日までに申し込んだ者。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(受講手続き)

第11条

受講手続きは以下のとおりとする。

(1)当法人は、書類審査の上受講の決定を行い、電話又は携帯メールに連絡し、受講決定通知書を受講生あてに通知する。

(2)受講決定通知書を受け取った受講生は、第20条の受講料を納入する。

(3)当法人は、受講料の納入を確認した後に教材を郵送する。ただし分割納入を希望する受講者はこの限りではない。(分割申込書を提出すること)

(4)支払方法は、一括納入・2回分割・3回分割のどれかとする。

(退学)

第12条

退学手続きは以下のとおりとする。

(1)退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、当法人の許可を得なければならない。

(2)第32条の規定に反する者は受講を取り消すことができる。

(休学)

第13条

受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願

いを提出し、当法人の許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(復学)

第14条

休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするとき、復学願いを提出し、

当法人の許可を得なければならない。

(授業方法)

第15条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

2、面接授業は、ケア・ワールド スクール教室において行う。

(印刷教材による授業)

第16条

受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第17条

面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

3、面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第18条

介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目(介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。)の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているもの(厚生労働省地方厚生(支)局に届け出て受理されたものに限る。)を修了している場合には、科目単位で本研修で履修し修得したものとみなす(次項及び第29条において、「修了認定」という。)ことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)」の別添1のとおり取扱うものとする。

(受講検定料・入学金)

第19条

本研修の受講検定料・入学金は徴収しない。

(受講料)

第20条

本研修の受講料は、受講者のこれまでの介護に関する研修の受講状況に応じて次のとおりとする。

一 既研修未受講者 92,408円(税抜、テキスト代・試験代含む。以下同じ。)

二 訪問介護員2級課程 73,889円

三 介護職員初任者研修 73,889円

四 訪問介護員1級課程 46,112円

五 介護職員基礎研修課程 27,500円

2、既に納入された受講料については、開講後は返還しない。

(実習費等)

第21条

本研修の実習費等は、受講料に含まれるので徴収しない。

(補講)

第22条

面接授業を欠席した場合は、有料(6,000円、税抜)で補講を受講することにより修了する。

(その他の事項)

第23条

研修事業の実施にあたり、次の通り必要な措置を講ずることとする。

(1) 研修の受講に際して、入学申込書受付時に本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書のコピーにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出

② 住民基本台帳カードの提示

③ 健康保険証の提示

④ 運転免許証の提示

⑤ パスポートの提示

⑥ 年金手帳の提示

⑦ マイナンバーカード

⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証等

(2) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署: スクール担当・事務窓口 電話076-422-7003

(3) 研修事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(教職員組織)

第24条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

一 施設長 1名

二 専任教員 1名

三 兼任講師 1名

四 事務職員 1名

(教員会議)

第25条

本研修に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

2、教員会議は、施設長が召集し、その議長になる。

3、教員会議は、次の事項について審議する。

一 教育課程の編成に関する事項

二 受講生の募集に関する事項

三 受講生の修了に関する事項

四 研修生の除籍に関する事項

五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項

六 教員の選考に関する事項

七 その他必要と認める事項

(受講資格及び受講許可)

第26条

本研修を受講することができる者は、本研修受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

2、施設長は、前項の受講資格を満たす者に受講を許可する。

(除籍)

第27条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、施設長が除籍する。

一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者

二 面接授業をすべて無断欠席した者

三 死亡の届出があった者

(学習の評価)

第28条

施設長は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及び小レポートより成績を判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2、レポートの成績評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

3、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

4、レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本研修の許可を得なければならない。

5、受講後2年目以降も引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、施設長の許可を得なければならない。

(修了)

第29条

本講座に6ヶ月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、施設長が修了を認定する。ただし、第18条のとおり有資格者に関しては、4ヶ月以上とする。

(修了証明書の授与)

第30条

前条の規定により修了が認定された者に対し、施設長は、修了証明書を授与する。

(表彰)

第31条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、施設長が表彰することがある。

(懲戒)

第32条

本講座の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、施設長が懲戒する。

2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。

3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

(受講料の返還)

第33条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

(学則の改廃)

第34条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、施設長の承認を得るものとする。

(施行細則)

第35条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、施設長が別に定める。

附則

この学則は、平成30年6月1日から施行する。

- ⑤ 介護福祉士実務者養成施設の研修施設、図書室等の設備の概要
研修施設 富山県富山市布瀬町南2-9-2 ケア・ワールド介護福祉士実務者研修スクール教室
図書室等の設備 本棚に介護関係の書籍あり